

一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の 運賃の改定案に関する公共料金等専門調査会意見（案）

令和4年 月 日
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会は、令和4年8月5日付で消費者庁より「一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃の改定案について」の付議を受けた。公共料金等専門調査会では、東京都特別区・武三地区（武蔵野市・三鷹市）の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー」という。）の運賃の改定案（以下「本改定案」という。）について、令和4年8月8日に国土交通省及び一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会へのヒアリングを行い、調査審議した。これらの結果を踏まえ、上記付議についての公共料金等専門調査会の意見は以下のとおりである。

1. 結論

【本日の議論を踏まえ記載】

2. 理由

（1）本改定案申請に至る経緯について

- 国土交通省及び一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会の説明によれば、東京都特別区・武三地区のタクシー運賃は、平成19年の運賃改定以降、消費税引上げに伴う2度の改定（平成26年及び令和元年）及び平成29年の運賃組替え以外は実施しておらず、適正利潤込みの経常収支率は平成19年の運賃改定実施前（平成18年度）の水準をこれまで一度も上回ることなく推移してきた。
- 平成19年の運賃改定直後の年度（平成20年度）に比べて、運送の効率化が図られているが、タクシー乗務員の労働環境の改善、ユニバーサルデザインタクシーの導入、配車アプリやキャッシュレス決済等の導入等のタクシーのサービスの質や安全性の向上のために必要な投資を進めてきたところであり、更なるサービスの向上やタクシー乗務員の労働環境の改善及び公共交通としてのタクシーを維持するための乗務員の確保のためには、運賃改定が必要な状況である。

(2) 本改定案について

- 東京都特別区・武三地区は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条の2第1項に基づく準特定地域に指定されている。そして、準特定地域におけるタクシーの運賃の範囲を変更するには、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること等の基準に適合する必要がある（同法第16条第2項）。
- タクシー運賃の改定を行う場合は、総括原価方式の考え方にに基づき、原価の精査を行った上で、適正な利潤を含めた総括原価と総収入が均衡することを確認するプロセスが必要となる。平成29年の運賃組替え時は、収入増加を目的としない運賃組替えであるとして、これを省略した。そのため、「一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃組替えの事後検証に関する消費者委員会意見」（令和2年11月26日）では、「今後、運送収入の増加を図るための運賃・料金の改定に当たって、総括原価方式により査定がなされる場合には、運賃水準をより適正なものとする観点から厳密に査定すること」を求めた。
- 今回の改定案申請に当たっては、国土交通省において、総括原価方式に基づいて査定を行ったとの説明がなされた。なお、運賃改定に当たっては、申請のあった前年度の実績を用いることを基本としているが、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和4年7月31日までの申請分については、同影響を受けた期間の実績を用いずに、令和元年の実績を使用して算出したとの説明がなされた。
- 本改定案の改定率は14.24%であって、改定内容は以下のとおり。

	現行運賃 (上限運賃)	新運賃案 (上限運賃)
初乗り距離	1.052km	1.096km
初乗り運賃	420円	500円
加算距離	233m	255m
加算運賃	80円	100円

【本日の議論を踏まえ記載】

- 以上の審議結果により、1. の結論とするものである。

3. 留意事項

(1) 運賃改定に関する丁寧な周知

- 本改定案は改定率が14.24%であり、運賃の値上げ幅が小さいものであることから、消費者の理解を得るための丁寧な周知が必要である。国土交通省において、今回の運賃値上げが消費者のサービス利便性の確保・向上やタクシー乗務員の労働環境改善に資することについて、消費者に対して積極的な周知を行うとともに、タクシー業界による利用者への丁寧な情報提供・説明を行うべきである。

(2) 消費者のサービス利便性の確保・向上

- 下記の取組が進められていることが確認された。これらの取組は、消費者の利便性や快適性を確保し、向上させるものと評価できる。今後も、国土交通省及びタクシー業界において、一層の取組が進められるべきである。
 - ・ユニバーサルデザイン車両の導入
 - ・配車アプリやキャッシュレス決済の普及
 - ・ドライブレコーダーや先進安全自動車の導入
 - ・事前確定運賃、一括定額運賃、相乗りタクシー等の新サービスの導入
 - ・その他のサービス（子育てや介護等に資するサービス）の推進

(3) 消費者の意見の反映

- 国土交通省において、東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会に対して意見招請を行い、同協議会が改定に当たっての意見を回答している等、継続した取組等が確認された。タクシーの利便性向上に向けて、国土交通省は、同協議会等の場を活用して、継続して消費者の意見を聴取し、より実質的に反映させる仕組み・運用を更に充実させるなど一層の取組が進められるべきである。

(4) サービスの質・安全性の確保及びタクシー乗務員の労働環境の改善

- タクシーのサービスの質・安全性及びタクシー乗務員の労働環境は、タクシーの運賃と並んで、消費者のタクシー利用に影響を与えるものである。
- 今回の運賃値上げが、消費者へのサービス利便性の確保・向上や、タクシー乗務員の賃金引上げ等の労働環境の改善に適切に反映されることが重要である。
- 国土交通省は、引き続き、タクシーのサービスの質・安全性が低下することのないよう、継続的に事業者の監視を行うとともに、タクシー乗務員の賃金水

準・勤務時間等の労働環境の改善に向け、必要な対応をすべきである。

(5) 持続可能な経営環境のための取組

- デジタル化の進展や、新型コロナウイルス感染症の拡大、国際情勢の変化に伴う燃料油脂費を始めとする様々なコストの上昇等、社会・経済状況は常に変化するものである。
- 国土交通省において、その変化に応じた必要な対応を行うとともに、タクシー業界においても、その変化に応じて柔軟な業態の変革等がなされることに期待したい。
- さらに、国土交通省は、消費者の利益となるような、より柔軟な運賃設定を事業者が工夫して行うことが可能となるよう、引き続き、運賃規制全般について不断の見直しを続けるべきである。

以上